

第141回 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

当行本店 3階大講堂
岡山市北区丸の内一丁目15番20号
(裏表紙の株主総会会場ご案内略図をご覧ください。)

議決権行使書用紙または
インターネットによる議決権行使期限
2022年6月23日（木曜日）
午後5時

目次

■ 第141回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	50
■ 計算書類	69
■ 連結計算書類	72
■ 監査報告書	74

新型コロナウイルスによる感染防止への 対応につきまして

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご出席の株主さまにはマスクの着用をお願いします。あわせて、入場前に検温等をお願いすることとしております。
- **接触感染のリスクを軽減し、ならびにご出席くださる株主さまとご出席が難しい株主さまの公平性等を勘案し、お土産の配布はいたしません。**
何とぞ、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- **株主総会当日の報告事項等の内容につきましては、株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当行ウェブサイト (<https://www.chugin.co.jp/>) に動画を掲載いたします。**
また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合も、当行ウェブサイト (<https://www.chugin.co.jp/>) においてお知らせいたします。

株 主 各 位

岡山市北区丸の内一丁目15番20号

株式会社 **中国銀行**

取締役頭取 加藤 貞 則

第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第141回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の終息がいまだ見えない中、株主さまの安全確保および感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、同封の議決権行使書用紙のご返送、またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。 なお、事前に議決権行使をされる場合には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2022年6月23日（木曜日）午後5時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 岡山市北区丸の内一丁目15番20号 当行本店 3階大講堂

3. 目的事項

報告事項

1. 第141期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第141期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役7名選任の件

第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件

〈株主提案（第5号議案）〉

第5号議案 剰余金の処分（特別配当）の件

※第5号議案は株主さま1名からのご提案であり、当行取締役会としてはこの議案に反対しております。なお、議案の要領等は、後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

■ 議決権の行使についてのご案内



当日ご出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前述の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等による議決権を行使される場合には、「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」（４頁～５頁）をご高覧のうえ、前述の行使期限までにご行使ください。

- (1) インターネット等により議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権を重複行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以上

- 株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 受付開始時刻は午前９時を予定しております。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

1. 事業報告

- ① 当行の新株予約権等に関する事項
- ② 会計監査人に関する事項（補償契約については除く。）
- ③ 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- ④ 業務の適正を確保するための体制
- ⑤ 特定完全子会社に関する事項
- ⑥ 親会社等との間の取引に関する事項
- ⑦ 会計参与に関する事項

2. 計算書類等

- ① 計算書類の「株主資本等変動計算書」、[計算書類の注記]
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、[連結計算書類の注記]

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書

会社提案議案	
議案	賛否
第1号	賛 否
第2号	賛し 全拒く 賛 否
第3号	賛し 全拒く 賛 否
第4号	賛し 全拒く 賛 否

株主提案議案

議案	賛否
第5号	賛 否

第2号議案及び第3号議案については、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

第5号議案は1名の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこの議案に**反対**しております。

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
仮パスワード XXXXXXX

こちらを切り取ってご返送ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる〈ログインID〉と〈仮パスワード〉が記載されております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

会社提案

第1号議案、第4号議案

賛成の場合

「賛」の欄に○印

反対の場合

「否」の欄に○印

第2号議案及び第3号議案

全員賛成の場合

「賛」の欄に○印

全員反対の場合

「否」の欄に○印

一部の候補者に反対の場合

「賛」の欄に○印をし、下欄に反対の候補者の番号をご記入ください。

株主提案

第5号議案

株主提案に反対の場合

「否」の欄に○印

株主提案に賛成の場合

「賛」の欄に○印

当行取締役会は、
本議案に**反対**しております。



インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

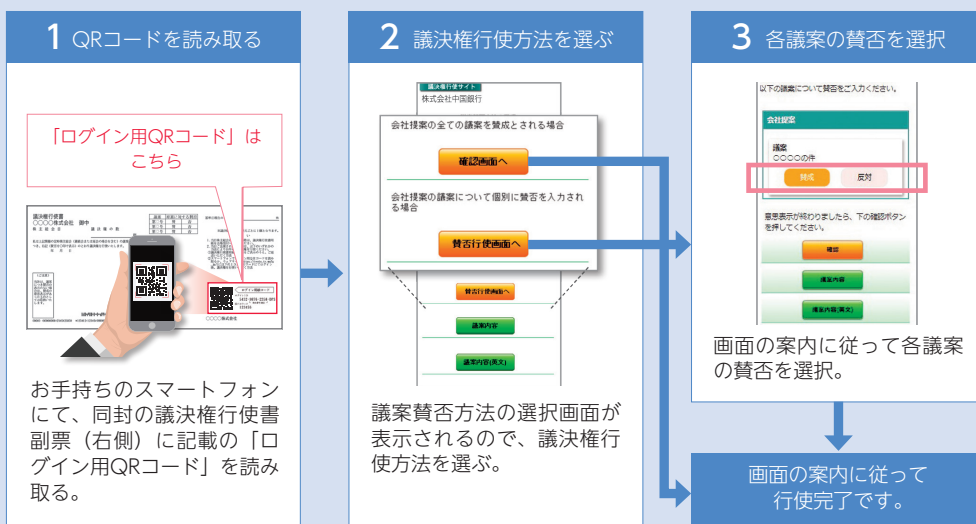
2022年6月23日（木曜日）
午後5時まで



スマートフォンによる方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



2回目以降のログインの際は…

右頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

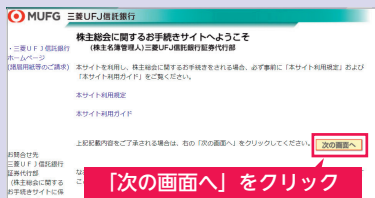
機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

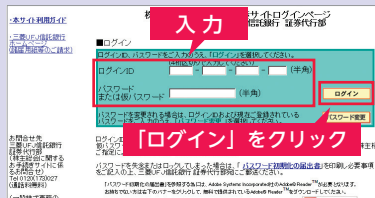


パソコンによる方法

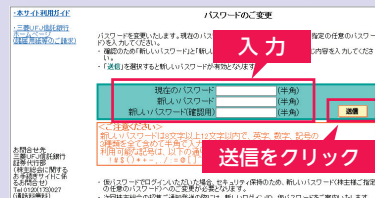
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



2 お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」
および「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



■ ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

議決権行使サイトの操作方法に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

（通話料無料）受付時間：9：00～21：00

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当行は銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐えうる財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を継続することを基本方針とし、配当と自社株取得による株主還元率を、親会社株主に帰属する当期純利益の35%以上とすることとしております。こうした方針のもと、第141期の期末配当金につきましては、1株当たり11.50円を予定（2021年5月14日公表）しておりましたが、業績等を総合的に勘案し、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、普通配当を5円増配し、1株当たり16.50円といたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金16.50円

総額 3,064,893,893円

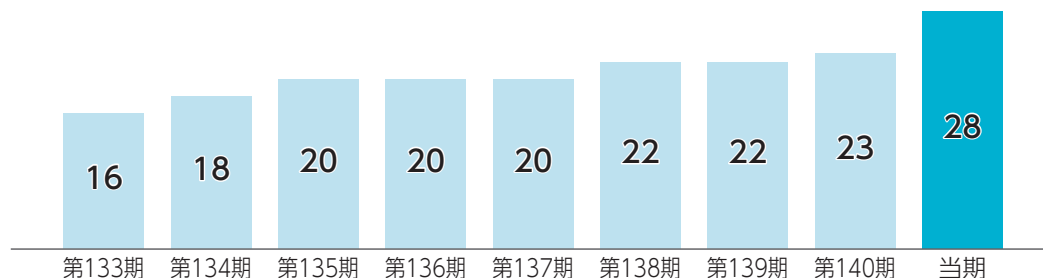
※中間配当金として、11.50円をお支払しておりますので、当事業年度の年間配当金は28円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日（月曜日）

年間配当金推移

■ 1株当たり配当金（円）



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者については、委員長が社外取締役である「指名報酬委員会」の審議を経て取締役会において決定しております。

なお、監査等委員会は、各候補者を当行の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位		取締役会への出席状況
1	かとう さだのり 加藤 貞則	取締役頭取 (代表取締役)	再任 男性	11／11回（100%）
2	てらさか こうじ 寺坂 幸治	専務取締役 (代表取締役)	再任 男性	11／11回（100%）
3	はらだ いくひで 原田 育秀	専務取締役 (代表取締役)	再任 男性	11／11回（100%）
4	みやなが まさと 宮長 雅人	取締役会長	再任 男性	11／11回（100%）
5	たにぐち しんいち 谷口 晋一	常務取締役	再任 男性	11／11回（100%）
6	ひらもと たつお 平本 辰雄	常務取締役	再任 男性	11／11回（100%）
7	かとう ひろみち 加藤 裕通	常務取締役	再任 男性	11／11回（100%）
8	やまもと そういち 山本 総一	常務執行役員	新任 男性	—
9	こでら あきら 小寺 明	社外取締役	再任 独立役員 社外 男性	11／11回（100%）



生年月日

1957年8月23日生

取締役在任年数

9年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100％）

所有する当行の株式数

24,357株

1 加藤 貞則

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当行入行
 2003年 2月 鴨方支店長
 2005年 2月 岡南支店長
 2008年 2月 システム部副部長
 2008年 6月 システム部長
 2012年 6月 理事システム部長
 2013年 6月 当行取締役人事部長
 2015年 6月 当行常務取締役
 2017年 6月 当行専務取締役（代表取締役）
 2019年 6月 当行取締役頭取（代表取締役）（現任）

担当 全般、秘書室、NEXT10推進室

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1981年に当行へ入行し、経営企画部門、営業企画部門の経験等を経て、岡南支店長、システム部長、人事部長等を務め、担当役員として総合企画部門、コンプライアンス部門、システム部門、リスク統括部門等の担当を歴任。豊富な経験から幅広い業務で深い知見を有し、バランス感覚と高い信頼性を有しております。2019年度より取締役頭取を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。未来思考の考え方で環境の変化を前向きに捉え、当行グループの力を結集して成長戦略の実現を図るべく、2020年3月には中期経営計画（未来共創プランステージⅡ）を策定し、実行中であります。また、経営能力に優れ、豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展をリードすることが期待できることから、取締役候補者となりました。



生年月日

1957年10月25日生

取締役在任年数

9年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100％）

所有する当行の株式数

17,176株

2 寺坂 幸治

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 当行入行
 2003年 2月 日生支店長
 2005年 6月 府中支店長
 2009年 6月 融資部長兼与信格付センター長
 2011年10月 融資部長
 2012年 6月 理事融資部長
 2013年 6月 当行取締役四国地区本部長
 2015年 2月 当行取締役本店営業部長
 2017年 6月 当行常務取締役
 2019年 6月 当行専務取締役（代表取締役）（現任）

担当 全般、監査部、人事部

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1980年に当行へ入行し、融資部門での経験等を経て、融資部長、四国地区本部長、本店営業部長等を務め、担当役員として融資部門、事務部門、市場管理部門、人事部門、監査部門等の担当を歴任。豊富な経験から営業面はもとより与信判断や管理業務全般での深い知見を有しております。2019年度より専務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。お客さまとの関係構築に優れ、人脈も豊富であり、その豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。



生年月日

1961年4月6日生

取締役在任年数

5年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100％）

所有する当行の株式数

15,963株

3 はら だ いく ひで 原田 育秀

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当行入行
 2007年10月 平井支店長
 2009年 6月 府中支店長
 2011年 6月 大阪支店長
 2013年 6月 福山支店長兼備後地区本部副本部長
 2015年 6月 執行役員人事部長
 2017年 6月 当行常務取締役
 2019年 6月 当行専務取締役（代表取締役）（現任）

担当 全般、総合企画部、地方創生SDGs推進部、東京事務所

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1985年に当行へ入行し、営業統括部門での経験等を経て、大阪支店長、福山支店長、人事部長等を務め、担当役員としてシステム部門、リスク統括部門、総合企画部門（DX推進、新規事業開発センター含む）、地方創生SDGs推進部門等の担当を歴任。豊富な経験から営業推進や人事企画・システム・リスク管理等に加え、経営企画面全般に亘って深い知見を有しております。2019年度より専務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。論理性やバランス感覚に優れ、企画・発想力があり、その豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。



生年月日

1954年9月12日生

取締役在任年数

17年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100％）

所有する当行の株式数

27,100株

4 みや なが まさ と 宮長 雅人

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 当行入行
 1999年 6月 田ノ口支店長
 2000年10月 融資管理部長
 2003年 6月 福山支店長兼備後地区本部副本部長
 2005年 6月 当行取締役融資部長
 2006年 6月 当行取締役融資部長兼与信格付センター長
 2007年 6月 当行常務取締役
 2011年 6月 当行取締役頭取（代表取締役）
 2019年 6月 当行取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1977年に当行へ入行し、融資部門での審査・企画経験等を経て、融資管理部長、福山支店長、融資部長等を務め、担当役員として総合企画部門、リスク管理部門、コンプライアンス部門等の担当を歴任。豊富な経験から幅広い業務で深い知見を有するとともに、高いバランス感覚を有しております。2011年度より当行の取締役頭取を務め、経営環境の変化に即応し、10年戦略計画「未来共創プラン」の策定・実行を行ってまいりました。2019年度より取締役会長を務めており、今後も、豊かな経営経験と深い知見を活かしながら、当行の対外的な活動を主体として、引続き業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。



生年月日

1964年10月21日生

取締役在任年数

5年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100％）

所有する当行の株式数

10,535株

5 谷口 晋一

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当行入行
 2008年 6月 加古川支店長
 2011年 6月 田ノ口支店長
 2013年 6月 総合企画部長
 2015年 6月 執行役員津山支店長
 2017年 6月 当行常務取締役備後地区本部長
 2019年 6月 当行常務取締役（現任）

担当 営業統括部、ソリューション営業部

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1987年に当行へ入行し、経営企画部門での経験等を経て、総合企画部長、津山支店長等を務め、担当役員として備後地区本部、営業推進部門等の担当を歴任。豊富な経験から経営企画や営業推進業務での深い知見を有しております。2017年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としてしました。



生年月日

1964年 1月16日生

取締役在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100％）

所有する当行の株式数

14,929株

6 平本 辰雄

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当行入行
 2009年 6月 水島東支店長
 2011年 6月 玉島支店長
 2013年 6月 東京支店長
 2015年 6月 執行役員総合企画部長
 2017年 6月 常務執行役員総合企画部長
 2019年 4月 常務執行役員総合企画部長兼コストマネジメントセンター長
 2019年 5月 常務執行役員総合企画部長兼コストマネジメントセンター長兼総務部長
 2019年 6月 当行常務取締役（現任）

担当 融資部、事務企画部、市場管理部

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1987年に当行へ入行し、融資部門での経験等を経て、東京支店長、総合企画部長等を務め、担当役員として融資部門、事務部門、市場管理部門等を担当。豊富な経験から経営企画や与信判断業務での深い知見を有しております。2019年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としてしました。



7 かとう ひろみち 加藤 裕通

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当行入行
2009年 6月 広島舟入支店長
2011年 6月 平井支店長
2013年 6月 姫路支店長
2015年 6月 金融営業部長兼ストラクチャードファイナンスセンター長
2017年 6月 執行役員津山支店長
2019年 6月 当行常務取締役（現任）

担当 資金証券部、国際部、総務部

生年月日

1962年 9月20日生

取締役在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100％）

所有する当行の株式数

5,898株

■ 取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

1986年に当行へ入行し、資金証券部門での経験等を経て、金融営業部長、津山支店長等を務め、担当役員として資金証券部門、国際部門等を担当。豊富な経験からの確かな資金運用や国際業務での深い知見を有しております。2019年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。



8 やまもと そういち 山本 総一

新任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 当行入行
2011年 6月 香港支店長
2013年 6月 神辺支店長
2015年 6月 リスク統括部長
2017年 6月 東京支店長
2019年 6月 常務執行役員本店営業部長
2021年 6月 常務執行役員中央地区本部長兼本店営業部長（現任）

生年月日

1965年 8月5日生

所有する当行の株式数

7,960株

■ 取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

1988年に当行へ入行し、資金証券部門での経験等を経て、リスク統括部長、中央地区本部長兼本店営業部長を歴任する等、豊富な経験から資金運用、リスク管理部門での深い知見を有しております。2019年度より常務執行役員を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。



こ であ きら 9 小 寺 明

再任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年 4 月 伊藤忠商事（株）入社
2000年 6 月 同社執行役員
2002年 4 月 同社常務執行役員
2004年 6 月 同社代表取締役常務
2006年 6 月 同社退職
伊藤忠エネクス（株）代表取締役社長
2012年 6 月 同社取締役会長
2015年 3 月 同社退職
2016年 6 月 当行社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

伊藤忠商事株式会社代表取締役常務、伊藤忠エネクス株式会社代表取締役社長、取締役会長を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。企業経営の経験者として、その知見を活かした提言を行い、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者となりました。

生年月日

1947年 4月23日生

社外取締役在任年数

6年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100％）

所有する当行の株式数

5,200株

- （注）
1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、保険料は当行が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 3. 小寺明氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、小寺明氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ており、本議案が承認可決された場合には、「独立役員」として指定する予定であります。
 4. 当行は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合、当行は小寺明氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 小寺明氏は、第4号議案において持株会社の設立時の社外取締役に就任することが予定されておりますが、本議案により同氏が当行の社外取締役に選任され、かつ第4号議案が承認可決された場合は、第4号議案に係る株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日予定）をもって当行の社外取締役に辞任し、2022年10月3日付で持株会社の社外取締役に就任する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役7名選任の件

現在の監査等委員である取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会・監査等委員会への出席状況	
1	おお はら ひろ ゆき 大 原 浩之	常務取締役	新任	男性
2	こ がめ こう たろう 小 亀 康太郎	常勤監査等委員	再任	男性
3	ふる や ひろ みち 古 矢 博 通	監査等委員	再任 社外	独立役員 男性
4	さい とう とし ひで 西 藤 俊 秀	監査等委員	再任 社外	独立役員 男性
5	た なか かず ひろ 田 中 一 宏	監査等委員	再任 社外	独立役員 男性
6	きよ の ゆき よ 清 野 幸 代	監査等委員	再任 社外	独立役員 女性
7	ひと み やす ひろ 人 見 康 弘		新任 社外	独立役員 男性

取締役会：
11/11回 (100%)
監査等委員会：
—

取締役会：
11/11回 (100%)
監査等委員会：
12/12回 (100%)

取締役会：
11/11回 (100%)
監査等委員会：
12/12回 (100%)

取締役会：
11/11回 (100%)
監査等委員会：
12/12回 (100%)

取締役会：
10/11回 (90.9%)
監査等委員会：
12/12回 (100%)

取締役会：
11/11回 (100%)
監査等委員会：
11/12回 (91.6%)

取締役会：
—
監査等委員会：
—



生年月日

1962年7月10日生

取締役在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

6,079株

1 おおはら ひろゆき 大原 浩之

新任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当行入行
 2006年 2月 竹原支店長
 2008年 2月 融資部担当部長兼経営改善サポートセンター長
 2011年 6月 米子支店長
 2013年 6月 融資部長
 2017年 6月 執行役員人事部長
 2019年 6月 当行常務取締役（現任）

担当 コンプライアンス・リスク統括部、システム部

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1985年に当行へ入行し、融資部門での経験等を経て、融資部長、人事部長等を務め、担当役員としてコンプライアンス部門、リスク統括部門、システム部門等の担当を歴任。豊富な経験からリスク管理や与信判断業務での深い知見を有しております。2019年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後は豊かな経験と幅広い知見を活かし、監査等委員の立場で、当行の取締役の職務執行の監査を公正かつ適切に遂行することが期待できることから、監査等委員である取締役候補者となりました。



生年月日

1961年2月26日生

取締役在任年数

3年（本総会終結時）

監査等委員である取締役 在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

監査等委員会への出席状況

12／12回（100%）

所有する当行の株式数

9,229株

2 こがめ こうたろう 小亀 康太郎

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当行入行
 2007年 6月 丸亀支店長
 2010年 2月 リスク統括部長
 2013年 6月 広島支店長
 2015年 6月 理事広島支店長
 2016年 6月 理事NEXT10推進室長
 2017年 6月 執行役員監査部長
 2019年 6月 当行取締役（常勤監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1984年に当行へ入行し、営業推進部門、企画統計部門での経験等を経て、リスク統括部長、NEXT10推進室長（ちゅうぎんの心、ダイバーシティ推進、ES向上等の担当）、監査部長を歴任する等、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。監査等委員として、当行の取締役の職務執行の監査を公正かつ適切に遂行することが期待できることから、監査等委員である取締役候補者となりました。



生年月日

1948年8月27日生

社外取締役在任年数

6年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数

6年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

監査等委員会への出席状況

12/12回（100%）

所有する当行の株式数

4,400株

3 ふる や ひろ みち 古矢 博通

再任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年 4 月 岡山県庁入庁
 2006年 4 月 農林水産部長
 2008年 4 月 公営企業管理者
 2009年 4 月 岡山県副知事就任
 2012年11月 岡山県副知事退任
 2013年 6 月 当行社外監査役
 2016年 6 月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岡山県副知事等、県の要職を歴任し、地方行政に携わった豊富な経験と見識を有しております。監査等委員として、当行の取締役会の意思決定の適切性の確保や監査・監督体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

■ 独立性に関する補足説明

古矢博通氏は預金取引がございますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。

当行の「社外役員の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はありません。



生年月日

1952年7月16日生

社外取締役在任年数

6年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数

6年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

監査等委員会への出席状況

12/12回（100%）

所有する当行の株式数

5,200株

4 さい とう とし ひで 西藤 俊秀

再任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月 花王石鹼（株）（現、花王（株））入社
 2004年 6 月 同社取締役執行役員
 2012年 6 月 同社取締役常務執行役員
 2014年 3 月 同社退職
 2016年 6 月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

花王株式会社取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス部門を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。監査等委員として、当行の取締役会の意思決定の適切性の確保や監査・監督体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

■ 独立性に関する補足説明

西藤俊秀氏は預金取引がございますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。当行と花王株式会社との間に取引はございません。

当行の「社外役員の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はありません。



生年月日

1957年11月27日生

社外取締役在任年数

5年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数

5年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

10/11回（90.9%）

監査等委員会への出席状況

12/12回（100%）

所有する当行の株式数

12,000株

5 田中 一宏

再任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 9月 等松青木監査法人（現、有限責任監査法人トーマツ）入社
 1985年 3月 公認会計士登録
 1986年 9月 同法人退職
 1986年10月 田中親税理士事務所入所
 田中一宏公認会計士事務所開設
 2015年10月 税理士法人田中会計税務事務所（現、税理士法人田中会計）設立
 同法人代表社員（現任）
 2017年 6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。監査等委員として、当行の取締役会の意思決定の適切性の確保や監査・監督体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

■ 独立性に関する補足説明

田中一宏氏とは預金取引がございしますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。同氏は税理士法人事務所の代表を務めておりますが、当行との間に顧問契約はなく、役員報酬以外の支払いはございません。当行の「社外役員の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はございません。



生年月日

1963年12月13日生

社外取締役在任年数

2年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

監査等委員会への出席状況

11/12回（91.6%）

所有する当行の株式の数

2,100株

6 きよ の ゆき よ 清野 幸代

再任

社外

独立役員

女性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 司法修習生
 1995年4月 弁護士登録
 1995年4月 近藤弦之介法律事務所（現：弁護士法人太陽綜合法律事務所）入所
 2002年5月 同事務所退職
 2004年4月 きよの法律事務所開設
 同事務所弁護士（現任）
 2009年度 岡山弁護士会副会長
 2020年6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、法務および男女共同参画に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。監査等委員として、当行の取締役会の意思決定の適切性の確保や監査・監督体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

■ 独立性に関する補足説明

清野幸代氏とは預金取引がございしますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。同氏はきよの法律事務所の弁護士を務めておりますが、当行との間に顧問契約はなく、役員報酬以外の支払いはございません。当行の「社外役員の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はございません。



7 ひと み やす ひろ 人見 康弘

新任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 3 月 (株)シマノ入社
2008年 1 月 同社釣具事業部開発設計部長
2009年 2 月 同社釣具事業部開発設計部長兼釣具販促企画部長
2010年 3 月 同社取締役釣具事業部開発設計部長
2017年 1 月 同社取締役釣具事業部開発設計担当
2018年 3 月 同社顧問
2021年 3 月 同社顧問退任

生年月日

1957年 2月17日生

所有する当行の株式数

—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社シマノの取締役として開発設計部門を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。監査等委員として、当行の取締役会の意思決定の適切性の確保や監査・監督体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

■ 独立性に関する補足説明

人見康弘氏とは預金取引がございますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。当行と株式会社シマノとの間に取引はございません。当行の「社外役員の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はございません。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、保険料は当行が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 古矢博通氏、西藤俊秀氏、田中一宏氏、清野幸代氏、人見康弘氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、古矢博通氏、西藤俊秀氏、田中一宏氏、清野幸代氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ており、本議案が承認可決された場合、古矢博通氏、西藤俊秀氏、田中一宏氏、清野幸代氏、人見康弘氏を「独立役員」として指定する予定であります。
4. 当行は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。古矢博通氏、西藤俊秀氏、田中一宏氏、清野幸代氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、人見康弘氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 大原浩之氏は第4号議案において持株会社の設立時の常勤監査等委員に、西藤俊秀氏、田中一宏氏、及び清野幸代氏は同議案において持株会社の設立時の社外監査等委員にそれぞれ就任することが予定されておりますが、4名が本議案により当行の常勤監査等委員、及び社外監査等委員に選任され、かつ第4号議案が承認可決された場合は、第4号議案に係る株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日予定）をもって当行の常勤監査等委員及び社外監査等委員を辞任し、2022年10月3日付で持株会社の常勤監査等委員及び社外監査等委員に就任する予定であります。

(メ モ)

(ご参考)【取締役のスキル・マトリックス】

氏 名		社内取締役：高度な知見または業務経験を有する分野 社外取締役：高度な知見を有し、特に専門性が発揮できる分野				
		企業経営／ サステナビリティ	経営戦略	コンプライアンス ／リスク管理	人事管理	
取締役 (監査等委員を除く)	加 藤 貞 則	●	●	●	●	
	寺 坂 幸 治	●		●	●	
	原 田 育 秀	●	●	●	●	
	宮 長 雅 人	●	●	●		
	谷 口 晋 一	●	●			
	平 本 辰 雄	●	●	●		
	加 藤 裕 通	●				
	山 本 総 一 新任			●		
	小 寺 明 社外	●	●		●	
監査等委員である取締役	大 原 浩 之 新任	●		●	●	
	小 亀 康太郎	●		●		
	古 矢 博 通 社外				●	
	西 藤 俊 秀 社外	●	●	●	●	
	田 中 一 宏 社外					
	清 野 幸 代 社外					
	人 見 康 弘 新任 社外	●	●			

※各人が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

	営業	企業審査	市場運用	システム／DX	財務会計	法務	地域行政
	●			●			
	●	●					
	●			●			
	●	●					
	●						
	●	●					
	●		●				
	●		●				
	●						
	●	●		●			
	●						
							●
	●						
					●		
						●	

当行は2022年10月3日（予定）を効力発生日として、単独株式移転の方法により、完全親会社である「株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ」（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2022年5月13日開催の当行取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆さまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由及び目的その他

(1) 理由及び目的

当行グループは、「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」ことをグループ経営理念として掲げ、お客さまのニーズに的確に対応できる健全な企業文化の醸成を図り、地域社会の持続的な発展に向けた活動を展開しております。

昨今の地域社会を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大やそれを契機としたデジタル化の進展、また、地球温暖化に対する脱炭素に向けた世界的な取組みの加速など、様々な社会課題とともに急速な変化を遂げております。このような環境下で、個人の生活様式や企業の事業活動も大きく変容するとともに、地域社会・お客さまが抱える課題は多様化・複雑化しており、地域金融機関が果たすべき役割は今後も大きく変化していくものと考えております。

こうした経営環境のなか、当行グループが地域社会の持続的な発展に貢献するために、これまで以上に「業務軸の拡大」によりサービスメニューを充実させ、それらを提供し続けるための「経営資源の適正配分」を実践し、「グループガバナンスの進化」を追求し続けられる組織体制として、持株会社体制に移行することを決定いたしました。環境の変化に柔軟に対応でき、地域社会・お客さまとともに相互に発展する持続可能なビジネスモデルを確立し、金融を中心とした総合サービス業へ進化することにより企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 持株会社体制移行の手順

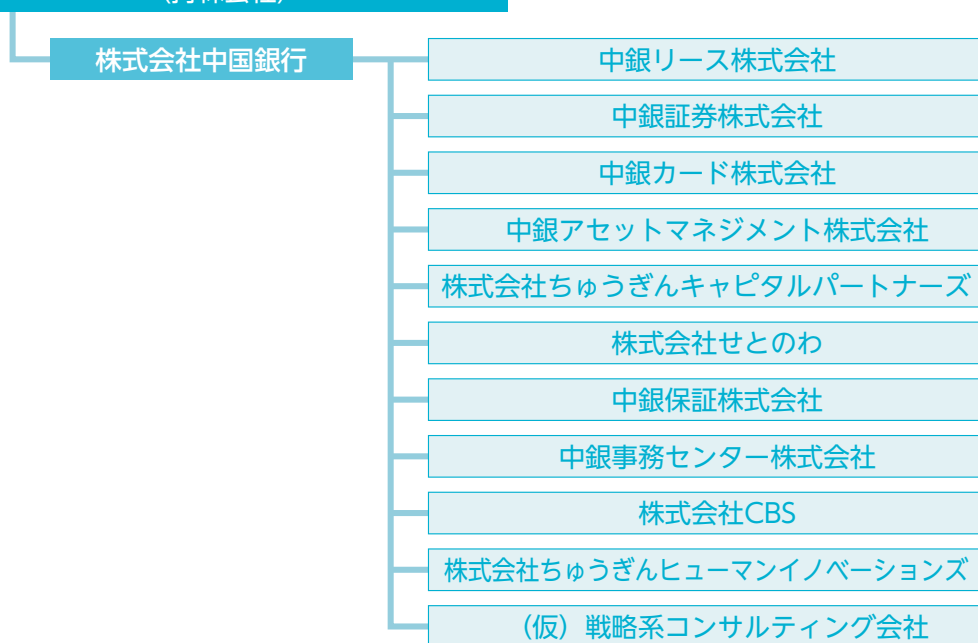
当行は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

〔第1段階〕 単独株式移転による持株会社設立

2022年10月3日を効力発生日として、本株式移転により持株会社を設立す

ることで、当行は、持株会社の完全子会社となります。

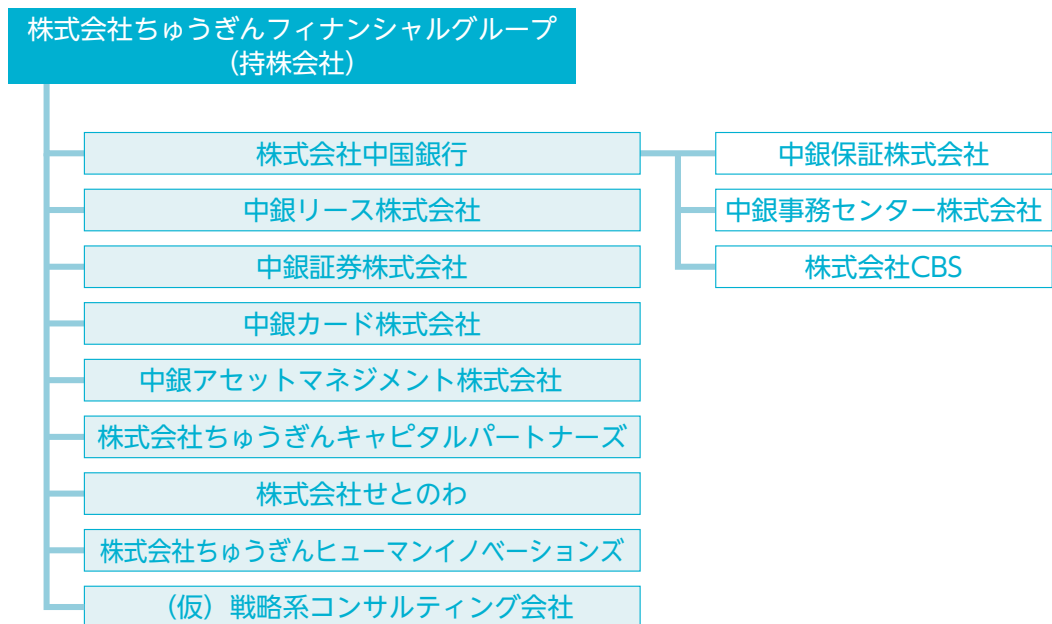
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ
(持株会社)



- (注) 1. このほかに非連結子会社である中銀投資事業組合4号、ちゅうぎんアグリサポート投資事業有限責任組合、ちゅうぎんイノベーションファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎん農業ファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎん晴れの国インフラファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎんブリッジファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎんインフィニティファンド1号投資事業有限責任組合の7社があります。
2. このほかに関連会社でおかやまキャピタルマネジメント株式会社があります。
3. 株式会社せとのわは非連結子会社であります。
4. (仮) 戦略系コンサルティング会社は、関係当局の許認可等を前提に2022年10月3日までに設立する予定です。

[第2段階] グループ内事業会社の再編

持株会社設立後、グループ内の連携やシナジーの更なる強化等の観点から、当行の連結子会社である中銀リース株式会社、中銀証券株式会社、中銀カード株式会社、中銀アセットマネジメント株式会社、株式会社ちゅうぎんキャピタルパートナーズ、株式会社ちゅうぎんヒューマンイノベーションズ、(仮) 戦略系コンサルティング会社の7社並びに当行の非連結子会社である株式会社せとのわ1社の計8社について、当行が保有する全株式を持株会社に現物配当する方法等を用いて、持株会社の直接出資会社として再編する予定です。



(3) その他

持株会社は、取締役会及び業務執行者に対する監査・監督機能を強化するため、監査等委員会設置会社として設立いたします。

なお、本株式移転に伴い、当行は持株会社の完全子会社となるため当行株式は上場廃止となりますが、株主の皆さまに当行株式の対価として交付される持株会社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場への上場申請を行う予定であります。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転の効力発生日）である2022年10月3日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社中国銀行（以下「当行」という。）は、当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

(株式移転)

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第7条に定義する。）において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1「株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ」と称し、英文では、「Chugin Financial Group, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、岡山市とし、本店の所在場所は、岡山市北区丸の内一丁目15番20号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、5億株とする。

2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 定款」に記載のとおりとする。

（本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

(1) 取締役 加藤 貞則

(2) 取締役 寺坂 幸治

(3) 取締役 原田 育秀

(4) 取締役 宮長 雅人

(5) 社外取締役 小寺 明

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

(1) 取締役 大原 浩之

(2) 社外取締役 西藤 俊秀

(3) 社外取締役 田中 一宏

(4) 社外取締役 清野 幸代

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
160億円
- (2) 資本準備金の額
40億円
- (3) 利益準備金の額
0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第6条 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑬までの第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社中国銀行 第1回新株予約権	別紙2-①-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	別紙2-①-2 記載
②	株式会社中国銀行 第2回新株予約権	別紙2-②-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第2回新株予約権	別紙2-②-2 記載

③	株式会社中国銀行 第3回新株予約権	別紙2-③-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙2-③-2 記載
④	株式会社中国銀行 第4回新株予約権	別紙2-④-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙2-④-2 記載
⑤	株式会社中国銀行 第5回新株予約権	別紙2-⑤-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙2-⑤-2 記載
⑥	株式会社中国銀行 第6回新株予約権	別紙2-⑥-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙2-⑥-2 記載
⑦	株式会社中国銀行 第7回新株予約権	別紙2-⑦-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第7回新株予約権	別紙2-⑦-2 記載
⑧	株式会社中国銀行 第8回新株予約権	別紙2-⑧-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第8回新株予約権	別紙2-⑧-2 記載
⑨	株式会社中国銀行 第9回新株予約権	別紙2-⑨-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第9回新株予約権	別紙2-⑨-2 記載
⑩	株式会社中国銀行 第10回新株予約権	別紙2-⑩-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第10回新株予約権	別紙2-⑩-2 記載
⑪	株式会社中国銀行 第11回新株予約権	別紙2-⑪-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第11回新株予約権	別紙2-⑪-2 記載
⑫	株式会社中国銀行 第12回新株予約権	別紙2-⑫-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第12回新株予約権	別紙2-⑫-2 記載
⑬	株式会社中国銀行 第13回新株予約権	別紙2-⑬-1 記載	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第13回新株予約権	別紙2-⑬-2 記載

各内容欄に記載した別紙2は、「第141回定時株主総会 株主総会参考書類（別冊）」に記載しております。

2. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における当行の新株予約権者に対して、その保有する前項の表の①から⑬までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権を1個割り当てる。

（本持株会社の成立日）

第7条 本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2022年10月3日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第8条 当行は、2022年6月24日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第9条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第10条 本持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第11条 当行は、本持株会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議により、当行が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却するものとする。

(本計画の効力)

第12条 本計画は、第8条に定める当行の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第13条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当行の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当行の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第14条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行の取締役会がこれを決定する。

2022年5月13日

岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号
株式会社中国銀行
取締役頭取 加藤 貞則 ㊟

株式移転計画書の別紙1

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループと称し、英文では Chugin Financial Group, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに附帯関連する一切の業務
- (2) 前号の業務のほか銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岡山市において発行する山陽新聞および東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

- 第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長1名、社長1名、副社長若干名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第5章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第33条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2023年3月31日までとする。

2. 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第23条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額110百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

2. 第23条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額40百万円以内とする。
3. 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

①対価の総数及び割当てに関する事項

イ. 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当行の株主名簿に記載又は記録された当行の株主の皆さまに対し、その保有する当行の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

ロ. 単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

ハ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当行単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当行の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまが保有する当行普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたします。

二. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記ハ.の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

ホ. 株式移転により交付する新株式数（予定）

185,751,145株

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当行の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、基準時までには、当行が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当行の2022年3月31日時点における自己株式数（9,520,961株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、当行の株主の皆さまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

②資本金及び準備金等の額に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定められており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に際して交付される新株予約権に係る定め of 相当性に関する事項

本株式移転におきましては、当行の新株予約権者に対してその有する新株予約権の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当行の新株予約権とほぼ同等の内容のものであり、かつ当行普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株が割り当てられることから、当行の新株予約権者に対して、その保有する当行の新株予約権1個につき、持株会社の新株予約権1個を割り当てることは、相当であると判断しております。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

当行の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられ る持株会社の 株式数
加藤 貞則 (1957年8月23日生)	《略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況》 1981年 4 月 当行入行 2003年 2 月 鴨方支店長 2005年 2 月 岡南支店長 2008年 2 月 システム部副部長 2008年 6 月 システム部長 2012年 6 月 理事システム部長 2013年 6 月 取締役人事部長 2015年 6 月 常務取締役 2017年 6 月 専務取締役（代表取締役） 2019年 6 月 取締役頭取（代表取締役）（現任） 【担当】 全般、秘書室、NEXT10推進室 《取締役候補者とした理由および期待される役割等》 加藤貞則氏は、当行の総合企画部門、コンプライアンス部門、システム部門、リスク統括部門等の担当役員を歴任し、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見とともに、バランス感覚と高い信頼性を有しております。 また、当行の取締役頭取を3年（代表取締役としては5年）務めており、豊富な経営経験を有しております。 こうした経験や知見を活かし、グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者としました。	24,357株	24,357株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられ る持株会社の 株式数
寺坂 幸治 (1957年10月25日生)	《略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況》 1980年 4 月 当行入行 2003年 2 月 日生支店長 2005年 6 月 府中支店長 2009年 6 月 融資部長兼与信格付センター長 2011年10月 融資部長 2012年 6 月 理事融資部長 2013年 6 月 取締役四国地区本部長 2015年 2 月 取締役本店営業部長 2017年 6 月 常務取締役 2019年 6 月 専務取締役（代表取締役）（現任） 【担当】 全般、監査部、人事部 《取締役候補者とした理由および期待される役割等》 寺坂幸治氏は、当行の融資部門、事務部門、市場管理部門、人事部門、監査部門等の担当役員を歴任し、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、お客さまとの関係構築に優れ、人脈も豊富であります。 また、当行の専務取締役を3年（代表取締役としても3年）務めており、豊富な経営経験を有しております。 こうした経験や知見を活かし、グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。	17,176株	17,176株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられ る持株会社の 株式数
原田 育秀 (1961年4月6日生)	《略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況》 1985年 4 月 当行入行 2007年10月 平井支店長 2009年 6 月 府中支店長 2011年 6 月 大阪支店長 2013年 6 月 福山支店長兼備後地区本部副本部長 2015年 6 月 執行役員人事部長 2017年 6 月 常務取締役 2019年 6 月 専務取締役（代表取締役）（現任） 【担当】 全般、総合企画部、地方創生SDGs推進部、東京事務所 《取締役候補者とした理由および期待される役割等》 原田育秀氏は、当行のシステム部門、リスク統括部門、総合企画部門（DX推進、新規事業開発センター含む）、地方創生SDGs推進部門等の担当を歴任し、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、論理性やバランス感覚に優れ、企画・発想力を有しております。 また、当行の専務取締役を3年（代表取締役としても3年）務めており、豊富な経営経験を有しております。 こうした経験や知見を活かし、グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者としてしました。	15,963株	15,963株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられ る持株会社の 株式数
宮長 雅人 (1954年9月12日生)	《略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況》 1977年 4 月 当行入行 1999年 6 月 田ノ口支店長 2000年10月 融資管理部長 2003年 6 月 福山支店長兼備後地区本部副本部長 2005年 6 月 取締役融資部長 2006年 6 月 取締役融資部長兼与信格付センター長 2007年 6 月 常務取締役 2011年 6 月 取締役頭取（代表取締役） 2019年 6 月 取締役会長（現任） 《取締役候補者とした理由および期待される役割等》 宮長雅人氏は、当行の総合企画部門、リスク管理部門、コンプライアンス部門等の担当役員を歴任し、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見とともに、高いバランス感覚を有しております。 また、当行の取締役頭取を 8 年（代表取締役としては 8 年）、取締役会長を 3 年務めており、豊富な経営経験を有しております。 こうした経験や知見を活かし、グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者としました。	27,100株	27,100株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられ る持株会社の 株式数
小寺 明 (1947年4月23日生)	《略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況》 1970年 4 月 伊藤忠商事(株)入社 2000年 6 月 同社執行役員 2002年 4 月 同社常務執行役員 2004年 6 月 同社代表取締役常務 2006年 6 月 同社退職 伊藤忠エネクス(株)代表取締役社長 2012年 6 月 同社取締役会長 2015年 3 月 同社退職 2016年 6 月 当行社外取締役（現任） 《取締役候補者とした理由および期待される役割等》 小寺明氏は、伊藤忠商事株式会社代表取締役常務、伊藤忠エネクス株式会社代表取締役社長、取締役会長を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。 こうした豊富な経験や幅広い知見を活かして提言を行い、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で持株会社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者となりました。	5,200株	5,200株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2022年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 小寺明氏は持株会社の社外取締役候補者であります。
4. 持株会社の社外取締役候補者が、当行の社外取締役に就任してからの年数は、以下のとおりであります。小寺明氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、小寺明氏との間で、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
6. 本議案が承認可決された場合には、小寺明氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
7. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結予定です。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を持株会社が全額負担いたします。小寺明氏が取締役に応任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者になります。
8. 小寺明氏は、本総会において当行の社外取締役候補者となっておりますが、第2号議案により同氏が当行の社外取締役に選任され、かつ本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日予定）をもって、当行の社外取締役に辞任する予定であります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられ る持株会社の 株式数
大原 浩之 (1962年7月10日生)	《略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況》 1985年 4 月 当行入行 2006年 2 月 竹原支店長 2008年 2 月 融資部担当部長兼経営改善サポートセンター長 2011年 6 月 米子支店長 2013年 6 月 融資部長 2017年 6 月 執行役員人事部長 2019年 6 月 常務取締役（現任） 【担当】コンプライアンス・リスク統括部、システム部 《取締役候補者とした理由および期待される役割等》 大原浩之氏は、当行のコンプライアンス部門、リスク統括部門、システム部門等の担当役員を歴任し、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。 こうした経験や知見を活かし、持株会社の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、監査等委員である取締役候補者としました。	6,079株	6,079株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられ る持株会社の 株式数
西藤 俊秀 (1952年7月16日生)	《略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況》 1976年 4 月 花王石鹼株(現、花王株) 入社 2004年 6 月 同社取締役執行役員 2012年 6 月 同社取締役常務執行役員 2014年 3 月 同社退職 2016年 6 月 当行社外取締役(監査等委員)(現任) 《取締役候補者とした理由および期待される役割等》 西藤俊秀氏は、花王株式会社取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス部門を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。 こうした豊富な経験や幅広い知見を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で、持株会社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である取締役候補者となりました。	5,200株	5,200株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられ る持株会社の 株式数
田中 一宏 (1957年11月27日生)	《略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況》 1981年 9 月 等松青木監査法人（現、有限責任監査法人トーマツ）入社 1985年 3 月 公認会計士登録 1986年 9 月 同法人退職 1986年10月 田中親税理士事務所入所 田中一宏公認会計士事務所開設 2015年10月 税理士法人田中会計税務事務所（現、 税理士法人田中会計）設立 同法人代表社員（現任） 2017年 6 月 当行社外取締役（監査等委員）（現任） 《取締役候補者とした理由および期待される役割等》 田中一宏氏は、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。 こうした豊富な経験や幅広い知見・専門性を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で、持株会社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である取締役候補者となりました。	12,000株	12,000株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられ る持株会社の 株式数
清野 幸代 (1963年12月13日生)	《略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況》 1993年 4 月 司法修習生 1995年 4 月 弁護士登録 1995年 4 月 近藤弦之介法律事務所（現、弁護士法人太陽綜合法律事務所）入所 2002年 5 月 同事務所退職 2004年 4 月 きよの法律事務所開設 同事務所弁護士（現任） 2020年 6 月 当行社外取締役（監査等委員）（現任） 《取締役候補者とした理由および期待される役割等》 清野幸代氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、法務および男女共同参画に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。 こうした豊富な経験や幅広い知見・専門性を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で、持株会社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である取締役候補者としてしました。	2,100株	2,100株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2022年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 西藤俊秀氏、田中一宏氏、清野幸代氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。
4. 持株会社の社外取締役候補者が、当行の社外取締役に就任してからの年数は、以下のとおりであります。
- ①西藤俊秀氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- ②田中一宏氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- ③清野幸代氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、西藤俊秀氏、田中一宏氏、清野幸代氏との間で、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
6. 本議案が承認可決された場合には、西藤俊秀氏、田中一宏氏、清野幸代氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
7. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結予定です。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を持株会社が全額負担いたします。監査等委員である取締役4名の各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者になります。

8. 大原浩之氏は、本総会において当行の常勤監査等委員候補者であり、西藤俊秀氏、田中一宏氏、及び清野幸代氏は、本総会において当行の社外監査等委員候補者であります。第3号議案により4名が当行の常勤監査等委員、及び社外監査等委員に選任され、かつ本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日予定）をもって、当行の常勤監査等委員及び社外監査等委員を辞任する予定であります。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任 あずさ監査法人
主たる事業所の所在場所	東京都新宿区津久戸町1番2号
沿 革	1985年7月 監査法人朝日新和会計社設立 1993年10月 井上斎藤英和監査法人（1978年4月設立）と合併し、名称を朝日監査法人として発足 2004年1月 あずさ監査法人（2003年2月設立）と合併し、法人名をあずさ監査法人として発足 2010年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任あずさ監査法人」に変更
監査関与会社	3,660社（2022年3月31日現在）
資本金	3,000百万円（2022年3月31日現在）
構成人員	公認会計士 2,970名（うち代表社員30名・社員500名） 公認会計士試験合格者等 1,172名 監査補助職員 1,190名（特定社員35名、うち代表社員2名） その他職員 724名 合計 6,056名 （2022年3月31日現在）

（注）有限責任 あずさ監査法人を持株会社の会計監査人候補とした理由は、当行自身の監査に関する妥当性に加え、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

〈株主提案（第5号議案）〉

第5号議案は、株主さま1名からのご提案によるものです。

以下の議案の要領及び提案の理由は、当該株主さまから提出された書面の該当箇所（提案の理由については、同書面に記載された提案の理由の概要）の記載を原則として原文のまま掲載しております。

第5号議案 剰余金の処分（特別配当）の件

1. 議案の要領

特別配当として下記のとおり配当すること。

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 財産の割り当てに関する事項及びその総額

第141回定時株主総会において可決された当会社が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（もしあれば）に加えて、1株当たり**29円**を配当する。本議案に従って支払われる特別配当金額は、普通株式1株当たりの配当金額に、2022年3月31日現在の配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
第141回定時株主総会の開催日の翌日。

2. 提案の理由

当会社は、配当方針として当会社の純利益のうち、当会社のコア事業に直接関連しないもの（具体的には当会社が保有株式に関し受け取る配当金）の100%に相当する金額を株主に分配すると共に、コアの融資事業からの純利益の50%に相当する金額を分配するべきである。

当該方針を採用した場合、当会社はコアの融資・銀行業務から発生する利益の50%を保持することができる。また、自己資金による銀行事業の拡大を行う上で、十分な資金的なゆとりを持つことが可能である。

今回提案する特別配当の実施は、当会社及びその将来の事業の見通しや支払能力に悪影響を与えるものではなく、当会社が、様々な技術の変化に備え、顧客に対するサービスの提供、岡山県のステークホルダーに対する義務の遂行を損ねるものでもない。

【当行注】株主提案（第5号議案）は「特別配当」として配当する旨の議案として提案されたものであり、会社提案（第1号議案）は「普通配当」として配当する旨の議案として提案するものであります。株主提案(第5号議案)は、会社提案（第1号議案）とは独立した議案であり、株主さまにおかれましては、両方の議案について、それぞれ議決権行使をお願いいたします。なお、下記のとおり、当行取締役会は株主提案（第5号議案）に反対いたします。

反対 当行取締役会は、本株主提案に反対いたします。

反対の理由

本株主提案では、当行の純利益のうち、当行のコア事業に直接関連しないもの（具体的には当行が保有株式に関し受け取る配当金）の100%に相当する金額を株主に分配すると共に、コアの融資事業からの純利益の50%に相当する金額を分配するべきと主張しています。

しかし、本株主提案は将来における経営環境の変化や継続的な事業投資の必要性を考慮しない、短期的な視点に立脚したものです。

当行は今後、地域経済の発展に向けた取組みに対してこれまで以上に資本を積極的に活用していく方針であり、そのためには内部留保の充実による下支えが不可欠と考えています。そして収益力を強化し、中長期的な企業価値を向上させることによって、安定的かつ継続的な増配という形で株主さまへの還元を充実させていく方針です。

これに対して本株主提案は、当行が目指す中長期的な企業価値向上ならびに株主の皆さまの利益を毀損するおそれがあるものであり、反対いたします。

当行取締役会が本株主提案に反対する理由について、以下、①中国銀行グループの経営戦略、②今後の資本活用、③株主さまへの還元、④政策保有株式についての当行の考えに即して、ご説明いたします。

【①中国銀行グループの経営戦略について】

当行は2017年3月に「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」ことを長期ビジョンとした、期間10年の長期経営計画『Vision2027「未来共創プラン」』を策定しました。現在は中期経営計画「未来共創プラン ステージⅡ」として、5つの柱（※）を重点施策と定め、地域社会とともに発展するビジネスモデルの確立に向けて取組んでいます。

※ 5つの柱

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 地方創生・SDGsの取組み強化 | 2. お客さま本位の営業の「深化」 |
| 3. 組織の活性化 | 4. デジタル戦略の強化 |
| 5. 持続可能な成長モデルの確立 | |

こうした中期経営計画のもと、連結当期純利益は2019年度をボトムとして増益トレンドに反転し、2021年度は183億円（前期比+39億円）となりました。これは中期経営計画「未来共創プラン ステージⅡ」（2020年度～2022年度）の最終年度のKPIである150億円を上回る水準です。当行はこの増益トレンドを維持し長期経営計画を達成するため、今後も資本の活用を加速させていく方針です。

【②今後の資本活用について】

(地元を中心とした貸出金収益の拡大、サステナブルファイナンスへの取組み)

依然としてコロナ禍による悪影響が続くなか、足元ではウクライナ情勢や世界的なインフレ懸念から、企業業績の悪化と地域経済への更なる悪影響が懸念される状況です。

こうしたなか、当行は地域のリーディングバンクとして、引続きお客さまへの金融支援を強化していくとともに、お客さまの多様化・複雑化するニーズにこれまで以上にお応えしていきます。そして地方創生SDGsの取組みを通じて、地域社会やお客さまの中長期的な成長に貢献することによって、地元事業性貸出金や個人ローンの更なる拡大を進めていく方針です。

また当行は2022年5月13日付公表のとおり、2030年に向けたサステナブルファイナンス（投融資）目標を1.5兆円と決めました。岡山県は他県に比べて製造業の比率が高く、脱炭素に向けた取組みは大きな課題であり、また大きなビジネスチャンスでもあると考えています。今後、当行はこれまで培ってきたファイナンスの知見や新設するコンサルティング子会社等を活用し、地域の中心となってお客さまの脱炭素の流れをリードしていく方針です。

以上より、今後、当行は貸出金を含めて1.5兆円以上の投融資を行い、残高では1兆円以上の増加を目指していく方針です。

(新事業等の戦略投資)

当行は、地域社会・お客さまと相互に発展する持続可能なビジネスモデルの構築を実践するため、本株主総会におけるご承認および関係当局の認可等が得られることを前提として、2022年10月に持株会社体制へ移行する方針です。

持株会社体制では業務軸の拡大を目指しており、従来の銀行業の発想にとらわれない地域・お客さまの真のニーズに合った商品・サービスの提供を行うとともに、新たな事業領域も含めた様々なことにチャレンジしていきます。

その一環として、2022年4月1日には当行が100%出資する投資専門子会社「株式会社ちゅうぎんキャピタルパートナーズ」、5月30日には人材紹介子会社である「株式会社ちゅうぎんヒューマンイノベーションズ」を設立いたしました。また関係当局の許可等を前提として、9月にはDX・SXを核としたコンサルティング子会社の設立を予定しています。

今後、当行はこうした業務軸の拡大およびこれに伴う新事業のリスクの備えとして、資本を積極的に活用していきます。そして、地域のお客さまの経営課題の解決や本業支援をこれまで以上に積極的に行うことで、利益の更なる成長に繋げていく方針です。

【③株主さまへの還元について】

当行は、銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持すると同時に、株主価値の最大化を経営上の重要な課題と位置付けています。そうした考えのもと、株主還元方針については、配当と自己株式取得による株主還元率（以下、「総還元性向」といいます。）を親会社

株主に帰属する当期純利益の35%以上とすることとしております。

配当については「安定的かつ継続的に増加させていくもの」と考えており、2022年3月期については2021年3月期と比較して1株あたり5円の増配とし、本株主総会において、剰余金処分議案として期末配当16.5円（年間配当28円）を提案させていただきます。

また2022年3月期には、資本効率の向上を通じて株主の皆さまに利益還元を図るため、2022年5月13日公表のとおり、同日開催の当行取締役会において取得総額10億円（上限）の自己株式取得について決議しました。これにより、当年度における自己株式の取得総額は20億円（上限）となります。

本株主総会において、株主の皆さまに当行取締役会の提案する剰余金処分議案のご承認をいただいた場合、2022年3月期における総還元性向（当行においては従前どおり2021年6月定時株主総会から本株主総会までの期間で計算しております）は39.3%となり、地方銀行77行の総還元性向の中央値である34.8%（2021年3月期連結ベース実績値）を上回る水準となります。

【④政策保有株式について】

本株主提案では、当行が保有株式に関して受け取る配当金の100%に相当する金額を還元するべきと主張しています。

当行は、本業である貸出金のほか有価証券運用を行っており、株式については純投資株式ならびに政策保有株式を保有しています。

政策保有株式については、保有先および当行グループの持続的な成長や、企業価値の向上に必要と判断される場合に限定的に保有し、資本の効率性や株式保有リスクの抑制等の観点から、保有先との対話を通じながら、縮減を進めることを基本方針としております。

2021年3月末基準での保有適否に関する検証の結果、一部の銘柄については当行の資本コストを判定基準とする投下資本収益率を踏まえた採算性や地元関連性などの観点から、保有の合理性が認められないと判断し、8銘柄40億円の縮減を行い、貸借対照表上の帳簿価額が連結純資産に占める割合も、2017年3月末時点の12.1%から2022年3月末時点の9.1%へと減少しております。

上記のとおり、政策保有株式に関して受け取る配当金は、政策保有株式の保有の合理性を検証するにあたっての重要な要素であり、その全額を還元するべきとの提案株主の主張は、当行の政策保有株式の縮減に関する基本方針と相容れないものです。さらに本株主提案は純投資株式に関して受け取る配当金の全額も還元するべきという提案内容であり、合理的な根拠を欠くものであると考えております。

以上より、当行のこのような経営方針のもとで、一時的な多額の特別配当を実施することは、企業価値および株主価値の双方にとって、中長期的な観点から好ましいものではない、と当行取締役会は考えます。

したがって、当行取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第141期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

<主要な事業内容>

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、各種代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債および証券投資信託ならびに生命保険の窓口販売、金融商品仲介業務、M & A 仲介等投資銀行業務などを営んでおります。

<金融経済環境>

2021年度の国内経済は、前半は新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、緊急事態宣言が断続的に発令され、経済活動は停滞しましたが、感染状況が落ち着くにつれ、景気は持ち直してきました。しかし、足元では、変異株の出現により感染が再拡大しており、半導体不足やウクライナ情勢により原材料価格や燃料価格が高騰しており、企業収益や個人消費への影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

地元経済につきましても、設備投資は高水準が続いているものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、生産活動、個人消費の持ち直しの動きが緩やかになっております。また、今後は資源価格高騰などによる企業収益の悪化も懸念され、地域経済の状況に注視するとともに地元企業への積極的な資金供給や経営課題解決への対応を通じて、地元経済の回復に貢献していく方針です。

<事業の経過および成果>

当行グループでは、人口減少や高齢化などの厳しい経営環境へ対応するため、地域社会とともに発展するビジネスモデルを確立すべく、2017年3月に「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」を長期ビジョンとする期間10年の長期経営計画である『Vision2027「未来共創プラン」』を策定しました。2019年度末までの前中期経営計画では、足場固めの期間と位置づけ、戦略的なシステム投資やB P R（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）を中心とした業務の効率化による徹底した構造改革に取組み、ハード面を強化してきました。そして2020年4月よりスタートした現中期経営計画（未来共創プラン ステージⅡ）では、組織や人財のソフト面を強化し、地域やお客さまへの課題解決力を強化するため、「5つの柱」を主要戦略としています。

- I. 地方創生・SDGsの取組み強化
- II. お客さま本位の営業の「深化」
- III. 組織の活性化
- IV. デジタル戦略の強化
- V. 持続可能な成長モデルの確立

当期における主な活動成果は次のとおりです。

I. 地方創生・SDG s の取組み強化

地方創生や地域社会の課題解決、SDG s の取組みの実践を強化し、施策の実行スピードを高めるため、昨年6月に「地方創生SDG s 推進部」を設立しました。

営業店の活動においては、地域やお客さまのSDG s 活動を支援するため、昨年4月にお客さまのSDG s の取組状況の整理や宣言書の作成を支援する「ちゅうぎんSDG s サポート」の取扱いを開始するとともに、SDG s やESGに関連する企業目標を設定し、当該目標の達成状況に応じて融資条件（金利）が変動する「ちゅうぎんサステナブルローン」の取扱いを開始しました。

環境問題や社会問題など、さまざまなサステナビリティに関する課題の解決に向け、昨年4月に環境や社会に与える影響が大きいと考えられる特定の業種・セクターに対する投融資方針を明文化した「責任ある投融資に向けた取組方針」を制定しました。昨年5月には世界共通の課題となっている気候変動対応への取組みとして、TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明しました。地方創生や脱炭素化への取組みに向けた新たな枠組みとして、今年2月に大手コンサルティング会社「PwCコンサルティング合同会社」と地方創生に関する連携協定を締結したほか、3月には岡山県内の国の出先機関、岡山県、経済界、大学、地域金融機関の産学官金が一体となった「地域脱炭素創生・岡山コンソーシアム」を設立しました。外部との連携も強化し、地域課題の解決や地方創生に取組み、地域・お客さまの持続的な成長を支援してまいります。

II. お客さま本位の営業の「深化」

お客さまからのご相談をワンストップかつ専門性の高い行員が対応するため、営業担当者を「個人」「法人」というお客さま起点の役割分担としています。法人・個人事業主のお客さまごとの課題解決に向けて最適なソリューションを提供する「地域応援活動」と、個人のお客さま一人ひとりの資産状況、家族構成、将来のライフイベントに基づき最適なサービスを提供する「ライフプランサポート活動」を積極的に展開しました。

「地域応援活動」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまを中心に資金繰り支援、本業支援に取組み、金融仲介機能を最大限発揮するよう活動しました。デジタル化や脱炭素化、事業承継対策、各種補助金活用、BCP対策など、お客さまの多様化するニーズ・課題に対して、事業性評価を起点にソリューション営業を展開しました。昨年10月より法人等のお客さま情報を当行グループ各社との間で共同利用する取扱いを開始しており、当行グループ一体で総合金融サービスを提供できる体制を強化しました。さらに事業承継に取組む企業、スタートアップ等への積極的な支援・育成など地域経済の活性化に資することを目的に、投資専門子会社「株式会社ちゅうぎんキャピタルパートナーズ」を新たに設立（2022年4月）しました。

「ライフプランサポート活動」につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな生活様式の浸透に対し、インターネットバンキングや通帳アプリな

どの非対面サービスを積極的に提供し、お客さまの利便性向上に努めました。個人のお客さまへの総合提案の切り口として、遺言信託などの金融サービスとビジネスマッチング等の非金融サービスを組み合わせた「ちゅうぎんお困りごと解決サポート」など、コンサルティング営業を展開しました。銀行の営業時間にコンタクトを取ることが困難な資産形成層への接点づくりを進めるため、休日営業や職域営業などを積極的に実施しました。また、高齢化への対応として、昨年7月にお客さまが認知症・要介護状態になったときの財産管理をサポートする「ちゅうぎん財産管理サポート信託」の取扱いを開始するとともに、10月にはお住まいのご自宅を担保にして、そのまま住み続けながら融資を受けられる「ちゅうぎんリバースモーゲージローン」の取扱いを開始しました。

Ⅲ. 組織の活性化

昨年6月には従来の地区本部制とブロック制の混在体制を刷新し、7つの地区本部の傘下に全店を置く新しい地区本部制へ移行しました。地域や営業店に近い地区本部を起点とし、地域の特性を踏まえた、地域密着型の営業活動をスピーディーに実行できる体制を構築しました。

就業ニーズの多様化や従業員ニーズを実現するため、昨年4月に人事制度を約17年ぶりに全面改定しました。新人事制度は「性別や年齢を問わず、個性的でやる気のある役職員が育ち、活躍できる人事制度」をコンセプトとし、総合職と一般職のコース統合やビジネススタッフ（パート・嘱託）制度の見直しによる行員とビジネススタッフの役割の明確化などを行いました。10月には「専門コース」を新設し、特定分野のスペシャリストを目指すキャリアパスを明示しました。また、「本気で育てる」「皆で育てる」「成長機会を提供する」を基本方針とした新人財育成策により、役職員の能力を最大化してまいります。

新たなアイデアの創造や風通しの良い職場風土を醸成するため、ダイバーシティの推進にも積極的に取り組みました。女性活躍推進、ビジネスカジュアルの正式導入、男性育休100%取得の推進をおこないました。また、人事制度（福利厚生・手当等）の適用対象や住宅ローンの資格要件に性的マイノリティ（LGBT）を加えるなど、ジェンダーダイバーシティにも取り組みました。

Ⅳ. デジタル戦略の強化

デジタル戦略については、目指すべき方向性を店舗網や営業店担当者を最大限活かした「リアルとデジタルのベストミックス」として、「地域・お客さまのデジタル化支援」、「チャネル・サービスのデジタル化」、そして「グループ内のデジタル化」の3つの観点で取組んでいます。

「地域・お客さまのデジタル化支援」については、お客さまの営業・事務のデジタル化、キャッシュレス化など多様なニーズに対して、グループ内の商品・サービスだけではなく、ビジネスマッチング等の外部事業者との連携も図りながらデジタル化を支援しました。

「チャネル・サービスのデジタル化」については、お客さまの利便性の向上、サービスの高度化を実現するため、昨年7月にスマートフォン向けの「ちゅうぎんアプリ」の提供を開始しました。また、今年1月にはT S U B A S Aアラ

イアンスで連携する千葉銀行、第四北越銀行、および野村ホールディングス株式会社と当行の4者で、オンラインでのアドバイスに特化した新しい金融コンサルティングサービスを提供する「株式会社オンアド」を設立（2022年4月サービス開始）しました。

「グループ内のデジタル化」については、営業店業務におけるペーパーレス化・印鑑レス化を実現するため、TSUBASAアライアンスで連携する千葉銀行と「TSUBASA汎用ペーパーレスシステム」構築に向けた共同開発（2022年4月導入）をおこなっています。銀行窓口での各種手続きを受付から後続処理、記録・保存まで完全ペーパーレス・印鑑レスに対応することで、店舗の軽量化につなげていきます。

V. 持続可能な成長モデルの確立

昨年9月に持株会社体制への移行について検討開始することを取締役会で決議し、具体的な検討に着手しています。株主総会の承認および必要な関係当局の認可等が得られることを前提とし、今年10月を目途に持株会社体制へ移行する予定です。地域社会を取巻く環境は急速に変化しており、地域社会・お客さまが抱える課題は多様化、複雑化しています。こうした事業環境の変化を見据え、これまで以上に「業務軸の拡大」を追求し、「経営資源の適正配分」「グループガバナンスの進化」を実践し続けられる組織体制を構築することを目指します。

外部との連携施策として、全国各地のトップ地銀10行で形成するTSUBASAアライアンスを強化しています。これまでもフィンテックや事務・システムの共同化、相続関連業務のノウハウ共有、シンジケートローンの共同組成など取組みは多岐に渡っていますが、こうした連携施策の一層の効率化・高度化を目指すため、昨年10月に共同出資会社「TSUBASAアライアンス株式会社」内に「事業戦略部」を新設しました。DX関連施策や人材育成・ダイバーシティ、ESG・SDGs、新事業などの各行共通の重要課題に関する企画・提言の役割を担い、国内最大規模かつ広域アライアンスのスケールメリットを活かし、お客さまに幅広いサービスを提供してまいります。

また規制緩和を踏まえた新規事業領域の検討を進めており、地域の産業、資源、人材を活用し、付加価値を創造することで、地域の活性化を通じ、お客さま、従業員を豊かにし、社会全体の発展につなげるという、好循環型ビジネスモデルを構築してまいります。

以上のような経済環境の中、株主ならびにお客さまの皆さま方のご支援のもと、グループ一体となってサービス向上と経営基盤の強化に努めました結果、次のような営業の成果となりました。

【預り資産（預金、譲渡性預金、公共債・投資信託窓口販売）】**【生命保険窓口販売】【金融商品仲介業務】**

お客さまの資金運用ニーズに積極的にお応えするため、預金に加え、譲渡性預金、公共債や投資信託の窓口販売により預り資産の積み上げを図りました。

個人預り資産は、預金残高の増加を主因として前期比1,808億円増加し、3月末残高は5兆6,428億円となりました。法人預り資産については、預金残高の減少により前期比213億円減少し、3月末残高は1兆9,808億円となりました。

預り資産全体では前期比1,744億円増加し、3月末残高は8兆2,811億円となりました。このうち、預金および譲渡性預金は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の低迷に伴い滞留したことから前期比1,952億円増加し、3月末残高は7兆8,837億円となっております。

なお、生命保険窓口販売の期中取扱実績は437億円、金融商品仲介業務の期中取扱実績は1,726億円（株式775億円・外国債券等951億円）となりました。

【貸出金】

事業性資金につきましては、期間10年の経営計画『Vision 2027「未来共創プラン」』で掲げる長期ビジョン「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」の実現に向け、地域金融機関として本業を通じた地域貢献活動に注力した結果、前期比954億円（年率2.7%）増加し、3月末残高は3兆5,636億円となりました。

また、個人ローンにつきましても、住宅ローンの伸びが牽引し、3月末残高は前期比470億円（同3.9%）増加の1兆2,451億円となりました。以上から貸出金全体の残高は、前期比1,246億円（同2.4%）増加の5兆2,690億円となりました。

【有価証券】

有価証券につきましては、資金利益と金利動向等各種リスクとのバランスに配慮しながら運用を行っております。当事業年度では昨年末の米国金利上昇に伴い有価証券ポートフォリオを入替えたことから、前期比1,127億円減少し、3月末残高は2兆5,098億円となりました。

【人員】

人員につきましては、出向者を除き期中67人減少し、3月末現在で2,725人になりました。

【償却・引当】

償却・引当につきましては、資産の健全性の維持・向上を図るため従来から厳正な資産査定により実施しております。当期の貸倒引当金は73億円の繰入（一般貸倒引当金繰入50億円、個別貸倒引当金繰入23億円）となりました。

【リスク管理債権】

リスク管理債権額につきましては、再生支援活動を通じたランクアップや直接償却ならびに債権売却によるオフバランス化を実施する等減少に努めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の低迷を受け、前期比41億円増加し、3月末残高は957億円になりました。

また、リスク管理債権比率（総与信残高に占める比率）は前期比0.04ポイント

ト上昇の3月末は1.77%となりました。

なお、当行は部分直接償却を実施しておりませんが、仮に部分直接償却を実施した場合のリスク管理債権比率は前期比0.03ポイント上昇の1.53%となります。

【損益】

本業のもうけを表すコア業務純益につきましては、米国金利の引き下げに伴う外貨調達コストの減少を主因とする資金利益の増加や経費の削減を主因に、前期比47億27百万円増益の283億9百万円となりました。

経常利益につきましては、有価証券関係損益の悪化等がありましたが、コア業務純益の増益に加え、与信コストが減少したことにより、前期比43億63百万円増益の234億8百万円となりました。

なお、当期純利益は、前期比39億8百万円増益の169億15百万円となりました（1株当たり当期純利益90円62銭）。

また、連結ベースの経常利益は前期比45億52百万円増益の258億4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比39億56百万円増益の183億74百万円となりました。

<当行が対処すべき課題>

今後の経営環境につきましては、これまでの人口減少・高齢化やマイナス金利政策の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ情勢、米国の利上げの影響など不透明な状況が続くことが想定され、企業収益の悪化や個人消費の落ち込み、それに伴う地域経済の停滞が懸念されます。また、昨年も豪雨等の大規模な自然災害が発生しており、気候変動問題への対応も喫緊の課題であります。

このような経営環境へ対応するため、当行グループは中期経営計画で掲げる主要戦略「5つの柱」を着実に実行してまいります。中期経営計画の最終年度である今年度は集大成として、各施策の効果を十分発揮するとともに計画を達成し、次の飛躍のステージにつなげてまいります。

「Ⅰ. 地方創生・SDGsへの取組み強化」では、自治体との連携を深めながら、地域の特色ある産業の支援、創業・ベンチャーの支援、観光資源の活用などの取組みを強化してまいります。また、脱炭素化への取組みを重要な成長戦略と位置付け、外部の機関や事業者と積極的に連携し、地域、お客さまの脱炭素化の支援を先導して進めることで、持続可能な地域の発展へ貢献してまいります。

「Ⅱ. お客さま本位の営業の『深化』」では、法人・個人事業主のお客さまに対しては、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う資金繰り支援を継続して行うとともに、デジタル化や脱炭素化などの多様化・複雑化するニーズや課題に対して、最適なソリューションを提供してまいります。個人のお客さまに対しては、デジタル技術やデータの利活用を一層進め、店舗などの対面チャンネルとデジタルチャンネルを適切に組み合わせ、ライフプランに応じた一生涯のサポート活動を展開してまいります。

「Ⅲ. 組織の活性化」では、新人事制度の運用定着により自律と挑戦の風土醸成に努めてまいります。また、女性活躍推進については一層取組みを強化し、

ダイバーシティの推進を進めてまいります。

「Ⅳ. デジタル戦略の強化」では、デジタル人財の育成・確保を図りながら、幅広い領域においてDX（デジタル・トランスフォーメーション）を進め、ビジネスモデルの変革につなげてまいります。当行グループ一体となったコンサルティング体制の強化、外部連携の強化等により地域・お客さまのデジタル化支援を一層進めてまいります。法人・個人事業主のお客さま向けの「会員制ポータルサイト」の導入、個人のお客さま向けの「ちゅうぎんアプリ」の機能追加、データ活用の推進などにより、チャネル・サービスのデジタル化を強化することで、お客さまの利便性向上、効率的な営業を実現してまいります。グループ内のデジタル化については、事務レス、ペーパーレスをさらに進めて、業務改善や働き方改革につなげ、生産性の向上に努めてまいります。

「Ⅴ. 持続可能な成長モデルの確立」では、環境の変化に柔軟に対応できるよう、持株会社体制により持続可能なビジネスモデルを確立し、金融を中心とした総合サービス業へ進化し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。コンサルティング活動を含む本業での収益安定化を図るとともに、コスト構造の抜本的な見直し、米国の利上げなどによる不安定な金融市場下での有価証券ポートフォリオの再構築など、厳しい環境下においても持続可能な利益成長の実現を目指します。またTSUBASAアライアンスなどの連携施策はこれからも積極的に強化してまいります。

以上の「5つの柱」がそれぞれ太くなり、そしてシナジー効果を発揮することで、地域社会とともに発展するビジネスモデルを構築してまいります。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	6,639,943	6,711,612	7,511,357	7,661,625
定期性預金	1,913,780	1,892,979	1,895,455	1,911,783
その他	4,726,162	4,818,633	5,615,901	5,749,841
社 債	－	－	10,000	10,000
貸 出 金	4,808,712	4,909,791	5,144,425	5,269,043
個人向け	880,796	916,881	947,580	990,382
中小企業向け	2,477,644	2,578,465	2,757,910	2,856,813
その他	1,450,271	1,414,444	1,438,935	1,421,846
商品有価証券	2,375	1,316	1,148	2,834
有 価 証 券	2,394,994	2,345,154	2,622,547	2,509,806
国 債	650,273	653,475	756,559	694,244
地方債	723,472	751,316	747,935	754,802
その他	1,021,248	940,362	1,118,052	1,060,760
総 資 産	8,225,712	8,113,634	9,122,688	10,177,987
内国為替取扱高	489,572億円	491,621億円	495,958億円	455,632億円
外国為替取扱高	14,279百万ドル	10,247百万ドル	10,072百万ドル	11,925百万ドル
経 常 利 益	21,919	15,475	19,045	23,408
当 期 純 利 益	15,338	10,815	13,007	16,915
1株当たり当期純利益	81円11銭	57円50銭	69円16銭	90円62銭
信 託 財 産	5,656	6,174	5,113	7,127
信 託 報 酬	1	1	0	0

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均株式数で除して算出しております。

(3) 従業員の状況

	当 年 度 末
従 業 員 数	2,725人
平 均 年 齢	38年6月
平 均 勤 続 年 数	16年0月
平 均 年 間 給 与	6,534千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 従業員数には、出向者、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
岡 山 県	97店	(うち出張所 5)
広 島 県	24	(-)
鳥 取 県	1	(-)
香 川 県	12	(-)
愛 媛 県	1	(-)
兵 庫 県	6	(-)
大 阪 府	1	(-)
東 京 都	1	(-)
国 内 計	143	(5)
海 外	1	(-)
合 計	144	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において、店舗内店舗方式の支店を17か店（うち出張所2か所）、特別出張所を2か所、海外駐在員事務所を4か所、店舗外現金自動設備を213か所それぞれ設置しております。

なお、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を24,368か所、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,100か所、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,501か所それぞれ設置しております。

ロ 当年度新設営業所

該当ありません。

(注) 1. 当年度における特別出張所の新設は以下のとおりであります。

名 称	所 在 地
芳井特別出張所	岡山県井原市芳井町与井142

(注) 2. 当年度における店舗外現金自動設備の新設は以下のとおりであります。

名 称	所 在 地
ウエストランド共同出張所	岡山県津山市二宮71
芳井特別出張所	岡山県井原市芳井町与井142
倉敷北出張所	岡山県倉敷市浜ノ茶屋155-4
藤戸出張所	岡山県倉敷市藤戸町天城31-6
彦崎出張所	岡山県岡山市南区彦崎2842-7
マルナカ長尾店出張所	香川県さぬき市長尾西833-1
マルナカ天城店出張所	岡山県倉敷市有城490
足守出張所	岡山県岡山市北区足守1728

(注) 3. 当年度において、メルパビル出張所、児島競艇場出張所、岡山第2合同庁舎共同出張所、三井造船玉野事業所共同出張所、福山沖野上出張所、フジグラン尾道出張所、藤戸出張所及びマルナカ引田店出張所の8出張所を廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,257
---------------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
新築 志度支店	252
改修 本店	415

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株 式 会 社 C B S	岡山市北区丸の内一丁目 15番20号	中国銀行の委託による現金の精算整理業務、大口集配金業務、印刷・製本業務、用度品等の発送及び管理配給業務、現金自動設備保守管理業務	百万円 10	% (100.00) 100.00	—
中 銀 事 務 セ ン タ ー 株 式 会 社	岡山市中区平井三丁目 1046番地1	中国銀行の事務受託、不動産評価業務	10	(100.00) 100.00	—
中 銀 保 証 株 式 会 社	岡山市北区丸の内二丁目 10番17号	信用保証業務	50	(63.82) 100.00	—
中 銀 リ ー ス 株 式 会 社	岡山市北区丸の内一丁目 14番17号	リース業務、割賦業務	50	(50.00) 100.00	—
中 銀 カ ー ド 株 式 会 社	岡山市北区柳町二丁目 11番23号	クレジットカード業務、信用保証業務、集金代行業務、貸付業務	50	(50.00) 100.00	—
中 銀 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	岡山市北区柳町二丁目 11番23号	投資運用業及び投資助言・代理業務	120	(50.00) 100.00	—
中 銀 証 券 株 式 会 社	岡山市北区本町2番5号	証券業	2,000	(100.00) 100.00	—

(注) 1. 上記7社は連結対象子会社等であります。

2. 当行が有する子会社等の議決権比率欄は、間接所有分を含む割合であり（ ）内に直接保有割合を内数で示しております。なお、小数点第3位を切り捨てて記載しております。

3. 当期の連結経常収益は128,565百万円、連結経常利益は25,804百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は18,374百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）をおこなっております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）をおこなっております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等をおこなっております。
4. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行および日本アイ・ビー・エム株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
5. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、「ＴＳＵＢＡＳＡアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

イ 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
加 藤 貞 則	(代表取締役) 取締役頭取	全般、秘書室、 NEXT10推進室担当		
寺 坂 幸 治	(代表取締役) 専務取締役	全般、監査部、人事部担当		
原 田 育 秀	(代表取締役) 専務取締役	全般、総合企画部、 地方創生SDGs推進部、 東京事務所担当		
宮 長 雅 人	取締役会長			
谷 口 晋 一	常務取締役	営業統括部、 ソリューション営業部担当		
平 本 辰 雄	常務取締役	融資部、事務企画部、 市場管理部担当		
大 原 浩 之	常務取締役	コンプライアンス・リスク 統括部、システム部担当		
加 藤 裕 通	常務取締役	資金証券部、国際部、 総務部担当		
佐 藤 芳 郎	(社外) 取締役			公認会計士
小 寺 明	(社外) 取締役			
安 東 寛 倫	取 締 役 (監査等委員) (常 勤)			
小 亀 康 太 郎	取 締 役 (監査等委員) (常 勤)			
古 矢 博 通	(社外) 取締役 (監査等委員)			
西 藤 俊 秀	(社外) 取締役 (監査等委員)			
田 中 一 宏	(社外) 取締役 (監査等委員)			公認会計士
清 野 幸 代	(社外) 取締役 (監査等委員)			弁護士

- (注) 1. 社外取締役佐藤芳郎氏、小寺明氏、古矢博通氏、西藤俊秀氏、田中一宏氏及び清野幸代氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。

(参考)

当行は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当
西 明 寺 康 典	常 務 執 行 役 員	(中銀リース株式会社出向 代表取締役社長)
山 本 総 一	常 務 執 行 役 員	中央地区本部長兼 本店営業部長
渡 辺 輝 謹	常 務 執 行 役 員	(中銀証券株式会社出向 代表取締役社長)
宮 崎 俊 司	執 行 役 員	備前地区本部長
西 宇 建 雄	執 行 役 員	人事部長
吉 本 英 明	執 行 役 員	備中地区本部長
岡 垣 岳 和	執 行 役 員	監査部長
山 縣 正 和	執 行 役 員	総合企画部長
藤 原 亮	執 行 役 員	美作地区本部長兼 津山支店長
山 崎 晋 弥	執 行 役 員	四国地区本部長兼 阪神地区本部長
毛 利 俊 仁	執 行 役 員	営業統括部長
小 野 哲 治	執 行 役 員	備後広島地区本部長

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記のとおり定めております。

基本方針

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、経営理念、経営ビジョン等に基づき、当行の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る役割として十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、確定金額報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストック・オプション報酬により構成するものとする。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、独立性を確保するため、業績へのインセンティブに左右されない確定金額報酬のみで構成するものとする。

役員報酬制度の概要

報酬の種類		報酬の限度額	対象の取締役	株主総会の決議時期
①	確定金額報酬 (非業績連動)	300百万円	取締役 (監査等委員である取締役を除く)	2016年6月24日
		うち、30百万円	社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	2016年6月24日
②	業績連動報酬	90百万円	取締役 (監査等委員である取締役および 社外取締役を除く)	2016年6月24日
③	株式報酬型ストック ・オプション報酬 (非業績連動)	100百万円	取締役 (監査等委員である取締役および 社外取締役を除く)	2021年6月25日

(注) 決議における員数：14名（うち社外取締役2名）

ロ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役全員の協議のうえで、本決定方針に基づき報酬案を作成する。

報酬案については、公正性・透明性・客観性を強化するため、指名報酬委員会による審議・答申に基づき、事前に社外を含む全取締役へ開示し、常務会で審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、本決定方針に基づき取締役会で決定する方針とする。

これらの手続きを経たのち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行では、取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記のとおり定めております。

基本方針

当行の監査等委員である取締役の報酬は、経営理念、経営ビジョン等に基づき、当行の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る役割として十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

なお、独立性を確保するため、業績へのインセンティブに左右されない確定金額報酬のみで構成するものとする。

役員報酬制度の概要

報酬の種類	報酬の限度額	対象の取締役	株主総会の決議時期
① 確定金額報酬 (非業績連動)	80百万円	監査等委員である取締役	2016年6月24日

(注) 決議における員数：6名（うち社外取締役4名）

二 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、本決定方針に基づき監査等委員会で決定する方針とする。

ホ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く）	10名	312（79）	232	40	39
取締役（監査等委員）	6名	74（－）	74	－	－

- (注) 1. 報酬等の（ ）欄には、当事業年度にかかる株式報酬型ストックオプション報酬額（取締役（監査等委員である取締役を除く。）39百万円）、当事業年度にかかる役員に対する業績連動報酬額（取締役（監査等委員である取締役を除く。）40百万円）の合計額を内書きしております。
2. 業績連動報酬等として、業績連動報酬40百万円を支給しております。当行では、業務執行取締役としての責任に対応し、業績と報酬との連動性を明確にすることで、株主価値重視の経営意識を高めるため、当行の当期純利益を指標とし、下記テーブルに基づき、業績連動報酬限度額の範囲内で支給することとしております。役員ごとの支給額については、指名報酬委員会での協議を経たのち、取締役会で決定することとしております。
- なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は、1. (2)財産および損益の状況に記載のとおりです。

取締役業績連動報酬限度額

当期純利益 （※1）	業績連動報酬 限度額	当期純利益 （※1）	業績連動報酬 限度額
250億円超	90百万円	125億円超～150億円以下	40百万円
225億円超～250億円以下	80百万円	100億円超～125億円以下	30百万円
200億円超～225億円以下	70百万円	75億円超～100億円以下	20百万円
175億円超～200億円以下	60百万円	50億円超～75億円以下	10百万円
150億円超～175億円以下	50百万円	50億円以下	0円

(※1) 当期純利益は当行単体の金額とする。

- (注) 3. 非金銭債権報酬等39百万円は、株式報酬型ストック・オプション報酬額です。当行では、企業業績と株式価値との連動性を一層強め、取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果ならびに株主と利益を共有することによって中長期にわたる株主価値向上の経営意識を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。
- ストック・オプションとしての報酬額は、役位ごとに定められた報酬テーブルに基づき算出した新株予約権の付与個数に、新株予約権1個あたりの公正価値を乗じて得た額とし、役位ごとの報酬テーブル、支給時期、配分等につきましては、取締役会にて決議することとしております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
佐藤 芳郎 (社外取締役)	当行は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
小寺 明 (社外取締役)	
古矢 博通 (社外取締役) (監査等委員)	
西藤 俊秀 (社外取締役) (監査等委員)	
田中 一宏 (社外取締役) (監査等委員)	
清野 幸代 (社外取締役) (監査等委員)	

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は取締役（監査等委員であるものを含む。）、執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、保険料は当行が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

重要な兼職はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	当 事 業 年 度 開 催 の 取締役会への出席状況	取 締 役 会 に お け る 発言その他の活動状況
佐 藤 芳 郎 (社外取締役)	7年9ヵ月	取締役会11回全てに出席しております。	公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として取締役の指名・報酬の決定・承認プロセスを牽引しております。
小 寺 明 (社外取締役)	5年9ヵ月	取締役会11回全てに出席しております。	伊藤忠商事株式会社代表取締役常務、伊藤忠エネクス株式会社代表取締役社長、取締役会長を歴任する等、企業経営全般に関する豊富な知識と経験を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べております。
古 矢 博 通 (社外取締役) (監査等委員)	5年9ヵ月	取締役会11回全て及び監査等委員会12回全てに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から監査・監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。
西 藤 俊 秀 (社外取締役) (監査等委員)	5年9ヵ月	取締役会11回全て及び監査等委員会12回全てに出席しております。	花王株式会社取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス部門を歴任する等、企業経営全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から監査・監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べております。
田 中 一 宏 (社外取締役) (監査等委員)	4年9ヵ月	取締役会11回のうち10回の出席、監査等委員会12回全てに出席しております。	公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験を有しており、当該視点から監査・監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。
清 野 幸 代 (社外取締役) (監査等委員)	1年9ヵ月	取締役会11回全て及び監査等委員会12回のうち11回に出席しております。	弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を有しており、当該視点から監査・監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	6名	41

(4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) に関して、社外役員の特段の意見はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 391,000千株
発行済株式の総数 195,272千株
- (2) 当年度末株主数 14,989名
- (3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	23,210	12.49
株式会社日本カストディ銀行	7,824	4.21
岡山土地倉庫株式会社	5,358	2.88
日本生命保険相互会社	4,756	2.56
明治安田生命保険相互会社	4,754	2.55
倉敷紡績株式会社	4,559	2.45
シーピー化成株式会社	4,478	2.41
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,381	2.35
中国銀行従業員持株会	4,349	2.34
静林業株式会社	2,370	1.27

- (注) 1. 発行済株式 (自己株式9,520千株を除く。) の総数に対する持株比率が上位となる10名の株主について、持株数の順に記載しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社株式会社、株式会社日本カストディ銀行の持株数は全て信託業務に係る株式数であります。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として当行役員に対して交付した株式の状況

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 補償契約

該当ありません。

第141期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
現金預け金	1,757,035	預金	7,661,625
現金	44,531	当座預金	372,237
預け金	1,712,504	普通預金	5,094,132
コールローン	446,381	貯蓄預金	112,007
買入金銭債権	18,681	通知預金	27,268
商品有価証券	2,834	定期預金	1,911,783
商品国債	324	その他の預金	144,196
商品地方債	2,510	譲渡性預金	222,167
金銭の信託	23,000	コールマネー	110,709
有価証券	2,509,806	売現先勘定	191,006
国債	694,244	債券貸借取引受入担保金	588,355
地方債	754,802	コマーシャル・ペーパー	55,017
社債	313,171	借入金	663,152
株式	132,595	借入金	663,152
その他の証券	614,993	外国為替	625
貸出金	5,269,043	売渡外国為替	487
割引手形	15,479	未払外国為替	137
手形貸付	81,708	社債	10,000
証書貸付	4,633,418	信託勘定借	6,935
当座貸越	538,437	その他負債	104,047
外国為替	6,282	未払法人税等	1,870
外国他店預け	5,009	未払費用	2,026
取立外国為替	1,273	前受収益	1,643
その他資産	122,829	先物取引差金勘定	6
前払費用	290	金融派生商品	57,950
未収収益	7,822	リース債務	1,570
先物取引差入証拠金	1,387	金融商品等受入担保金	1,299
金融派生商品	16,350	その他の負債	37,680
金融商品等差入担保金	40,716	賞与引当金	1,353
その他の資産	56,261	退職給付引当金	100
有形固定資産	34,722	睡眠預金払戻損失引当金	60
建物	10,692	ポイント引当金	75
土地	18,915	繰延税金負債	2,149
有形リース資産	1,826	支払承諾	30,918
建設仮勘定	50	負債の部合計	9,648,299
その他の有形固定資産	3,237	【純資産の部】	
無形固定資産	1,386	資本金	15,149
ソフトウェア	938	資本剰余金	6,286
ソフトウェア仮勘定	359	資本準備金	6,286
その他の無形固定資産	88	利益剰余金	454,193
前払年金費用	3,550	利益準備金	15,149
支払承諾見返	30,918	その他利益剰余金	439,043
貸倒引当金	△48,486	固定資産圧縮積立金	535
資産の部合計	10,177,987	別途積立金	403,600
		繰越利益剰余金	34,908
		自己株式	△11,623
		株主資本合計	464,005
		その他有価証券評価差額金	66,033
		繰延ヘッジ損益	△606
		評価・換算差額等合計	65,426
		新株予約権	256
		純資産の部合計	529,688
		負債及び純資産の部合計	10,177,987

第141期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		110,337
資金運用収益	66,830	
貸出金利息	45,162	
有価証券利息配当金	19,952	
コールローン利息	126	
預け金利息	1,437	
その他の受入利息	151	
信託報酬	0	
役務取引等収益	20,644	
受入為替手数料	5,249	
その他の役務収益	15,394	
その他業務収益	11,081	
外国為替売買益	768	
国債等債券売却益	9,400	
国債等債券償還益	150	
金融派生商品収益	743	
その他の業務収益	19	
その他経常収益	11,779	
償却債権取立益	42	
株式等売却益	9,800	
金銭の信託運用益	203	
その他の経常収益	1,732	
経常費用		86,928
資金調達費用	5,224	
預金利息	659	
譲渡性預金利息	25	
コールマネー利息	△282	
売現先利息	209	
債券貸借取引支払利息	521	
コマーシャル・ペーパー利息	155	
借入金利息	182	
社債利息	78	
金利スワップ支払利息	3,553	
その他の支払利息	120	
役務取引等費用	3,485	
支払為替手数料	678	
その他の役務費用	2,807	
その他業務費用	12,508	
商品有価証券売買損	8	
国債等債券売却損	12,330	
国債等債券償還損	37	
国債等債券償却	132	
営業経費	53,015	
その他経常費用	12,693	
貸倒引当金繰入額	7,381	
株式等売却損	3,799	
株式等償却	1	
金銭の信託運用損	104	
その他の経常費用	1,407	
経常利益		23,408
特別利益		314
固定資産処分益	314	
特別損失		708
固定資産処分損	203	
減損損失	505	
税引前当期純利益		23,015
法人税、住民税及び事業税	6,155	
法人税等調整額	△56	
法人税等合計		6,099
当期純利益		16,915

(ご参考)

第141期末 (2022年3月31日現在) 信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有価証券	18	金銭信託	6,984
有形固定資産	136	土地及びその定着物の信託	142
銀行勘定貸	6,935	包括信託	—
現金預け金	37		
合計	7,127	合計	7,127

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 元本補填契約のある信託については下表のとおりです。

元本補填契約のある信託
金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀行勘定貸	6,284	元本	6,284
合計	6,284	合計	6,284

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
現金預け金	1,757,165	預金	7,650,506
コールローン	446,381	譲渡性預金	211,167
買入金銭債権	20,532	コールマネー	110,709
商品有価証券	2,834	売現先勘定	191,006
金銭の信託	27,600	債券貸借取引受入担保金	588,355
有価証券	2,505,722	コマーシャル・ペーパー	55,017
貸出金	5,259,190	借入金	674,134
外国為替	6,282	外国為替	625
リース債権及びリース投資資産	25,403	社債	10,000
その他資産	139,182	信託勘定借	6,935
有形固定資産	36,855	その他負債	122,071
建物	10,701	賞与引当金	1,479
土地	18,895	役員賞与引当金	25
建設仮勘定	50	退職給付に係る負債	1,804
リース資産	1,831	役員退職慰労引当金	46
その他の有形固定資産	5,376	睡眠預金払戻損失引当金	60
無形固定資産	1,484	ポイント引当金	108
ソフトウェア	1,027	特別法上の引当金	7
ソフトウェア仮勘定	362	繰延税金負債	813
その他の無形固定資産	94	支払承諾	30,918
繰延税金資産	827	負債の部合計	9,655,795
支払承諾見返	30,918	【純資産の部】	
貸倒引当金	△52,172	資本金	15,149
資産の部合計	10,208,209	資本剰余金	8,153
		利益剰余金	476,938
		自己株式	△11,623
		株主資本合計	488,618
		その他有価証券評価差額金	67,608
		繰延ヘッジ損益	△606
		退職給付に係る調整累計額	△3,461
		その他の包括利益累計額合計	63,540
		新株予約権	256
		純資産の部合計	552,414
		負債及び純資産の部合計	10,208,209

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		128,565
資金運用収益	66,411	
貸出金利息	45,138	
有価証券利息配当金	19,536	
コールローン利息	126	
預け金利息	1,437	
その他の受入利息	171	
信託報酬	0	
役務取引等収益	19,249	
その他業務収益	31,208	
その他経常収益	11,695	
償却債権取立益	42	
その他の経常収益	11,652	
経常費用		102,761
資金調達費用	5,256	
預金利息	659	
譲渡性預金利息	25	
コールマネー利息	△282	
売現先利息	209	
債券貸借取引支払利息	521	
コマーシャル・ペーパー利息	155	
借用金利息	215	
社債利息	78	
その他の支払利息	3,674	
役務取引等費用	3,485	
その他業務費用	24,396	
営業経費	56,109	
その他経常費用	13,512	
貸倒引当金繰入額	8,179	
その他の経常費用	5,332	
経常利益		25,804
特別利益		314
固定資産処分益	314	
特別損失		709
固定資産処分損	203	
減損損失	505	
金融商品取引責任準備金繰入額	1	
税金等調整前当期純利益		25,409
法人税、住民税及び事業税		7,140
法人税等調整額		△106
法人税等合計		7,034
当期純利益		18,374
親会社株主に帰属する当期純利益		18,374

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 中国銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒木 賢 一 郎
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 幸 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中国銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚

偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 中国銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒木 賢一郎

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神田 正史

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 幸治

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中国銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第141期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社中国銀行	監査等委員会
常勤監査等委員 安 東 寛 倫	㊦
常勤監査等委員 小 亀 康太郎	㊦
監 査 等 委 員 古 矢 博 通	㊦
監 査 等 委 員 西 藤 俊 秀	㊦
監 査 等 委 員 田 中 一 宏	㊦
監 査 等 委 員 清 野 幸 代	㊦

(注) 監査等委員 古矢博通、西藤俊秀、田中一宏及び清野幸代は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(メ モ)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(メ モ)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

株主総会会場ご案内略図

会場

当行本店 3 階大講堂

岡山市北区丸の内一丁目15番20号 電話 (086) 223-3111



交通の
ご案内

J R 岡山駅 より

岡山電気軌道東山線「県庁通り」停留場 すぐ

新型コロナウイルスによる感染防止への対応につきまして

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご出席の株主さまにはマスクの着用をお願いします。あわせて、入場前に検温等をお願いすることとしております。
- 接触感染のリスクを軽減し、ならびにご出席くださる株主さまとご出席が難しい株主さまの公平性等を勘案し、お土産の配布はいたしません。
何とぞ、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日の報告事項等の内容につきましては、株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当行ウェブサイト (<https://www.chugin.co.jp/>) に動画を掲載いたします。
また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合も、当行ウェブサイト (<https://www.chugin.co.jp/>) においてお知らせいたします。